

『弘仁本文館詞林』における 「郢州都督蕭子昭碑銘一首並序」について

—— その作者は、序と銘ともに梁孝元帝か ——

陳 錦 清

1、はじめに

『文館詞林』は、唐高宗の顯慶3年(658)、許敬宗が勅を奉じて撰した漢詩文集である。元々1000巻あったが、中国では唐以降散逸し、日本に数十巻のみ残る佚存書である。高野山にある正智院蔵の残巻12巻と宝寿院の残巻1巻は日本の国宝に指定されている。

『弘仁本文館詞林』は、高野山各寺・宮内庁書陵部天理図書館に分蔵される弘仁14年の鈔本を聚収したものである。本稿で着目するのはこの『弘仁本文館詞林』に収録されている「郢州都督蕭子昭碑銘一首並序」(以下、「蕭景碑銘」と略す)である。

『弘仁本文館詞林』では「蕭景碑銘」の序と銘の作者を同一人物の梁孝元帝としているが、元帝が作ったとされる墓誌銘の中には、序は別の人物によって書かれ、銘のみが元帝によって書かれたものもある。「蕭景碑銘」においても、序と銘の内容に不一致が見られることなどから、筆者は序と銘は異なる人によって書かれたのではないかと推察する。

作者とされる元帝蕭繹は、『梁書』巻五・本紀第五・元帝によれば、字は世誠、小字は七符、梁の武帝蕭衍の七男として、天監7年(508)の8月に生誕、承聖元年(552)に即位した。嚴政によって国勢の回復を図ったが、554年に西魏の攻撃に失敗して惨殺された。後に、「孝」という諡を贈られ、世に「梁孝元帝」と呼ばれた。学芸の天才で特に老莊を好み、多くの著述を残したが、十数万巻の蔵書は落城の直前に全て焼却し、「文武の道、今夜窮まる」と嘆いた。屈指の蔵書家である元帝について、これまで多くの学者が彼の著作『金樓子』に注目し、研究を行ってきた。例えば、興膳宏⁽¹⁾、鐘仕倫⁽²⁾は『金樓子』の成立や文学的特徴および意義について深く考察している。特に、六朝の文学について論じる際に、しばしば『金樓子』の「立言篇」や「内典碑銘集林序」が取り上げられ、元帝の文学思想を検討する資料とされてきた。

しかし、『金樓子』に収められていない作品に関する調査、研究は殆どなされてこなかった。「蕭景碑銘」は、現存する元帝作の碑文⁽³⁾の中、最も長編、かつ序と銘の両方が揃っている作品である。本稿は「蕭景碑銘」に焦点を絞り、その序と銘の作者について考察を試みたい。

2、『弘仁本文館詞林』における「蕭景碑銘」の碑題と作者の記述

蕭景（477～523）、字は子昭、南朝斉梁時代に生きていた人物である。武帝蕭衍の従弟にあたり、武帝の建国に大きな功績を立て、篤い信頼を受けていた。47歳、郢州で死去。後に侍中・中撫軍・開府儀同三司の位を追贈された。諡は忠といい、『梁書』巻二十四と『南史』巻五十一に立伝されている。

「蕭景碑銘」は約2100字の序と408字の銘によって構成されている。序には、主に以下の四つの内容が記されている。まず冒頭で、梁建国の重臣として称賛し、蕭一族の由来や系譜および蕭景の誕生を紹介。次に、蕭景が南斉に出仕することから501年までの略歴を書き進める。蕭景は最初、晋安王左常侍として南斉に仕えたが、宣武王が東昏侯に殺されたことにより南斉を去り、蕭衍が東征して建康に入ると、寧朔將軍・行南兗州事として、辺境少数民族を鎮圧した。三つ目に、502年梁の建国から523年に蕭景が亡くなるまでの任官履歴を紹介。蕭衍が即位した後、蕭景は呉平県侯に封じられ、505年に軍を率いて北魏討伐に出陣した。518年まで地方官と中央官を繰り返しながら、518年、蕭景は安右將軍・監揚州諸軍事として揚州へ赴任。520年、郢州刺史として出向し、523年に郢州で死去。最後、蕭景の人柄の高潔さ、文学・軍事における才能を褒め讃えて、蕭景の部下である「故吏」がその死去を記念するため、墓を作り、「以為封墓作諡，衛鼎晋鍾，皆古典也（故吏某等は、墓主の為にお墓を建て、諡を作るが、それは故人の功績を春秋時代衛国の鼎や晋景公の鍾に刻むことと同様、みな古代からの規範的なやり方である。）」という表現で結ぶ。

一方、銘は四字句で構成され、韻を11回換えて詠まれた韻文で、序の内容を踏まえて、蕭景の略歴を紹介している。

まず題名について、「蕭景碑銘」を収録した『弘仁本文館詞林』巻457の作品は全て「地名+都督+人名+碑銘一首並序」の形に統一されている。『弘仁本文館詞林』の編纂者が碑文題名を都督で分類するために、元々の題名を改めたと推測される。では、本来の題名は何であったのか。宋代金石書『復南斉碑録』には次のように記載されている。

・梁呉平忠侯蕭公神道

反書類隸字、題云「梁故侍中撫軍將軍開府儀同三司呉平忠侯蕭公神道」、在花林村。『復南斉碑録』

（梁呉平忠侯蕭公神道

字が反書類の隸書体であり、題に「梁故侍中撫軍將軍開府儀同三司呉平忠侯蕭公神道」と云う、花林村に在る。『復南斉碑録』）

（宋・陳思撰『寶刻叢編』巻十五）

上記の内容から、『弘仁本文館詞林』の撰者が「梁故侍中中撫軍將軍開府儀同三司呉平忠侯蕭公

之神道」を「郢州都督蕭子昭碑銘一首並序」に改めたことが分かる。

また、『弘仁本文館詞林』では「蕭景碑銘」同様、作者が皇帝である場合は全て死後の諡を作者として記述している。編纂上の都合により、『弘仁本文館詞林』の撰者が「蕭景碑銘」の碑題と作者を改め、文集としての統一を図ったと考えられる。

3、「蕭景碑銘」の序の特徴

3.1 蕭繹作とされる碑刻作品

蕭繹作とされる碑刻作品は32篇とされているが、現存するのは26篇である。

[表1 蕭繹作とされる碑刻作品⁽⁴⁾ 一覧表]

作品名	序の字数	銘の字数	創作時期
①善覺寺碑	56	40	524年
②皇太子講学碑	0		531年前
③揚州梁安寺碑	0		540年
④廬山碑			540～547年
⑤鍾山飛流寺碑			?
⑥曠野寺碑			535～546年
⑦玄圃牛渚磯碑			548年?
⑧攝山栖霞寺碑			?
⑨帰來寺碑			?
⑩郢州晋安寺碑			?
⑪南岳衡山九真館碑			?
⑫青谿山館碑			?
⑬荊州長沙寺阿育王像碑			?
⑭荊州放生亭碑			?
⑮莊嚴寺僧旻法師碑	174	24	527年
⑯光宅寺大僧正法師碑	146	16	529年
⑰隱居先生陶弘景碑	78	80	536年
⑱太常卿陸倕墓誌銘	0	64	526年
⑲散騎常侍裴子野墓誌銘	0	56	530年
⑳庾先生承先墓誌	0	104	531年
㉑特進蕭琛墓誌銘	0	72	531年
㉒黃門侍郎劉孝綽墓誌銘	0	72	539年
㉓侍中吳平光侯墓誌	147	0	542～547年
㉔侍中新渝侯墓誌銘	0	88	544年
㉕中書令庾肩吾墓誌	0	153	551年

②⑥蕭景墓誌	2144	408	523年
②⑦智藏法師碑銘	原文散佚		522年
②⑧劉之遴墓誌銘	散佚		
②⑨慧超法師碑文	散佚		
③⑩僧副法師碑文	散佚		
③⑪汝陽觀碑	散佚		
③⑫衡州刺史蘭欽德碑	散佚		

蕭繹作とされる碑刻作品の殆どは序が残っておらず^⑤、銘のみが伝わっている。銘は、典故・対句・押韻等レトリックを重視する韻文である。金石学の元祖^⑥とされる『内典碑銘集林』を編纂した彼の意図もやはり、より美しく洗練された表現を求めることにあった。錢鐘書が、「元帝集碑之旨、出於愛翫詞章、不同後世金石学之意在考訂文献或玩賞書法也。(元帝が碑を集める主旨は、詞章を愛翫することである。それは文献を考訂し、或いは書法を玩賞することを意図とするそれ以後の金石学とは異なる。)」^⑦と指摘しているように、蕭繹作とされる碑刻作品もその多くはレトリックを重視するものであろう。銘のみが伝わっている蕭繹作の碑文の中で、序と銘の両方が揃い、字数が2000字以上もある「蕭景碑銘」の存在は極めて珍しく貴重である。

しかし、そもそもこの「蕭景碑銘」の作者を序・銘ともに蕭繹とするのは妥当なのか、それはいままで問題視されてこなかった。

蕭繹作とされる碑刻作品の中で、銘は蕭繹が書き、序は別の人が書いたことが明らかである作品には②⑦「智藏法師碑」と①⑧「太常卿陸倕墓誌銘」がある。それぞれ522年と526年に蕭繹が16歳と19歳の時に書いた作品である。「智藏法師碑」は散佚したが、宋代の金石書にはその存在についての記載が残っている。

・普通三年、真蹟。右梁智藏法師碑、梁湘東王蕭繹作銘、新安太守蕭幾作敘、尚書殿中郎蕭挹書、世號『三蕭碑』。

(普通三年の真蹟である。右の梁智藏法師碑は、梁湘東王の蕭繹が銘を作り、新安太守の蕭幾が敘を作り、尚書殿中郎の蕭挹が書写したものであり、世に『三蕭碑』と號す。)

(『集古録』卷四「梁智藏法師碑」)

・世號『三蕭碑』、在蔣山。按此碑初為虜人所焚。

(世に『三蕭碑』と號し、蔣山にある。按ずるに、最初は外敵に焚かれてしまった。(今蔣山にある碑は焚き残ったものである。))

(『寶刻叢編』卷一五「梁聞善寺知藏法師碑」)

「太常卿陸倕墓誌銘」は序が残っていないが、銘は『藝文類聚』卷四十九に収められている。そ

の序を墓主の子供が書いたことは次の地誌と金石書で明らかである。

・在呉県綏山郷、墓石従子襄為序、湘東王繹為銘、普通六年⁽⁸⁾立。

(呉県の綏山郷に在り、墓石は従子の襄が序を書き、湘東王繹が銘を書き、普通六年に立てられた。)

(『江南通志』卷三八「南齊太常陸倕墓」)

・従子襄序、湘東王蕭繹作銘。前一半磨滅、僅有姓氏、名字官爵皆不復存。後有「普通七年除太常卿」字、以其年七月卒、葬呉県陵山郷……

(従子の襄は序を、湘東王の蕭繹は銘を作る。前の一半は磨滅し、僅かに姓氏有るのみ、名字官爵みな現存しない。後ろに「普通七年除太常卿」の字が有るため、其の年の七月に卒し、呉県の陵山郷に葬られた……)

(『寶刻叢編』卷一四「梁太常卿陸倕墓誌」)

恐らく序より銘を書いた人の方が有名であったこともその理由の一つであろう。序と銘が異なる人によって書かれたことが明らかな例は上記二つ以外に、南北朝では、16篇見られる。それを次の表2に示すことができる。

[表2 南北朝序・銘作者が異なる墓誌一覧表]⁽⁹⁾

墓誌	製作時期	序の作者	銘の作者	序と銘の作者を記した場所
①王誦墓誌	528年	王衍(弟)	李獎	序の末尾
②李暉儀墓誌	533年	鄭伯嗣(子)	魏收	序の末尾
③元鑽遠墓誌	533年	元暉業(季弟)	元昭業	序の末尾
④崔孝直墓誌	555年	崔士順(子)	邢子才	序の末尾
⑤崔寬墓誌	559年	崔士順(弟)	魏収	序の末尾
⑥封子絵墓誌	565年	封孝琰(従弟)	崔瞻	序の末尾
⑦元洪敬墓誌	565年	桓柚	袁爽	序の末尾
⑧朱岱林墓誌	571年	朱敬脩(子)	朱敬範	序の末尾
⑨黃法氍墓誌	576年	顧野王	江総	墓誌題目の後
⑩李敬族墓誌	586年	李徳林(子)	陸開明	序の末尾
⑪李敬族妻趙蘭姿墓誌	586年	李徳林(子)	古道子	序の末尾
⑫智藏法師碑	522年	蕭幾(子)	蕭繹	現存しない
⑬太常卿陸倕墓誌銘	506年	陸襄(従子)	蕭繹	銘のみ現存
⑭孫場墓誌	?	江総	陳叔宝	銘のみ現存
⑮庫狄干碑	553年	魏收	樊遜	現存しない
⑯上儀同楊縉墓誌	?	許善心	虞世基	現存しない

表2に挙げた墓誌はすべて作者名を明記している。作者の実名が記されていれば、序と銘の作者が異なることがはっきりしたはずだが、なぜ書かなかったのか。そもそも六朝墓誌の体裁では、通例、作者の実名を示さなかった表2に示した墓誌は六朝墓誌の中では特殊なものであった。この点について、毛遠明氏が次のように指摘している。

六朝墓誌之例，一般不載撰書人、鐫刻人。也有例外，如「元鸞墓誌」……「王誦墓誌」……只是這些撰書人姓名大都在銘文中敘述出來，而很少单独一行題名。唐代以後，墓誌載撰文人者多起來，同時還有書丹人、刻工姓名。

(六朝の墓誌の体裁では、普通作者、刻工の名前を記さない。もちろん例外もある。例えば如「元鸞墓誌」……「王誦墓誌」……これら作者の名前は本文中に記録するのが殆どであり、一行を独立して署名する例はあまり見られない。唐代以降、墓誌に作者名を載せることが増えてきた。それと同時に、書丹者〔石碑を建立する際、文字を刻す前に直接石面に下書きをする人〕と刻工名も載せるようになった。)

作者名を記録しない六朝墓誌全般の特徴から見ると、「蕭景碑銘」はその体裁に適っており、序と銘の作者が異なっているとしても、その実名を記録しなかったのは不思議ではない。「蕭景碑銘」が作者名を書かない理由は、六朝墓誌の体裁を重視したのではなく、墓誌のスペースの制約で複数の作者を記録しきれなかった可能性もある⁽¹⁰⁾。

即ち、六朝墓誌の体裁とスペースの制約が理由で作者の実名を書かなかったにせよ、序と銘の作者が異なる例の存在は否定できない。さらに、「南朝後期の王族たちの墓誌は往々にして名家の手によるものであり、誌(序)と銘(辞)は違う人によって書かれていた」⁽¹¹⁾。蕭繹自身もこのようなスタイルの墓誌を残したことがあり、「蕭景碑銘」も序と銘の作者が違う可能性は考えられる。

蕭繹が「陸倕墓誌」と「智藏法師碑」の銘のみを書いた時期はどちらも「蕭景碑銘」と時期的に近いこと、この522年～526年の期間に蕭繹はまだ20才未満であったことも注目に値する。第2章で述べたように、「蕭景碑銘」の碑題と作者を『弘仁本文館詞林』の撰者が改めた理由は編纂の体裁を整えるためである。また、梁末の混乱で、序の作者が忘れられた可能性もある。序の作者が元帝以外の人である可能性については次の3.2で詳しく論じたい。

3.2 「蕭景碑銘」の序の作者と「故吏」との関係

「蕭景碑銘」の序の末尾にある「故吏某等、以為封墓作諡、衛鼎晋鍾、皆古典也。」という表現に着目し、序と銘の作者が異なる論拠の一つと考えたい。

「故吏」とは、川勝義雄によると、「法制的には庶民以上、士族を含むものであり、社会的には本来の意味での賓客クラスに属する。……門生故吏関係はいわゆる家父長的隷属的な支配服従の関係ではなく、全人格的臣従的な恩義関係をその本質とする。」⁽¹²⁾ また、川勝氏は故吏の身分について、主簿、従事郎、參軍等を例に取り上げて説明している⁽¹³⁾。

実際、「故吏」が自ら墓誌を執筆した用例もあった。3.1の表2⑮庫狄干碑の序を書いた魏収はかつて墓主の庫狄干の「故吏」であったことである。540年、魏収は「中外府主簿」に任じられた⁽¹⁴⁾。「中外府」とは「都督中外諸軍事」（都内外の諸軍事を管轄する都督）で、天平4年（537）年以降「六州大都督」と呼ばれるようになった⁽¹⁵⁾。墓主の庫狄干が大都督を拝命した時期も540年～542年に当たる。それは新たに出土した「庫狄干太傅石窟」によって、明らかになった⁽¹⁶⁾。魏収が540年に任命された「中外府主簿」という官職から、彼はかつて大都督庫狄干の事務官であったことが分かる。「故吏」の身分についての川勝氏の説明によれば、魏収は墓主の故吏であったと言える。つまり、魏収は「庫狄干碑」の序の作者・歴史編纂官・墓主の「故吏」という三つの身分を合わせ持っている。なお、表2に挙げた序と銘の作者が異なる墓誌16篇の内、序の作者が墓主の親族だったものが11篇であり、それ以外は⑦を除き、⑨・⑭・⑮・⑯はいずれも歴史編纂に関わる人物である。具体的に、⑨顧野王は領大著作、⑭江総は中書侍郎、⑮魏収は著作郎、⑯許善心は撰史学士であった。

さらに、南北朝時代に「故吏」が登場する墓誌を調べると、「蕭景碑銘」も含めて9篇⁽¹⁷⁾が見つかった。9篇の内7篇の墓誌の作者にも共通点が見られる。それを次の表3に示すことができる。

[表3 故吏が登場する碑銘の作者の共通点]

墓誌銘	作者	国史編纂に 関係する官職	編纂した歴史書
①征南將軍和安碑銘一首并序	北齊 魏収	著作郎、中書侍郎	『魏書』
②兗州都督胡延碑銘一首并序	北齊 魏収		『魏書』
③江州都督庾冰碑銘一首并序	東晋 孫綽	著作郎	なし
④徐州都督王坦之碑銘一首并序	東晋 伏滔	著作郎	『正淮』
⑤秦州都督陸杳碑銘一首并序	隋 李德林	中書侍郎	『南齊史』
⑥洛州都督竇軌碑銘一首并序	隋 李百薬	宗正卿 ⁽¹⁸⁾ △	『南齊史』
⑦夔州都督黄君漢碑銘一首并序	隋 李百薬		
⑧南齊故定州刺史太尉公庫狄順陽王墓銘	不明		
⑨郢州都督蕭景碑銘一首並序	梁孝元帝？		

表3から分かるように、碑銘の序の作者に歴史編纂に関わっている点で共通している。①～⑦は全て、国史編纂に携わる「著作郎」・「中書侍郎」や皇族の系譜の編纂に任じられた「宗正卿」等、歴史書編纂に関連する人によって書かれている。特に③の序の作者孫綽は墓主の参軍であり、「故吏」の一人であったことも見逃してはならない。というのは、それは魏収と同じように、序の作者は歴史編纂官であり、墓主の「故吏」でもあった。

では、「蕭景碑銘」の「故吏」と序の作者とどんな関係を持っているだろうか。後漢では、故吏たちが墓主のためにお金を出し合っ、碑を立てた風習があり、碑陰に彼らの名前は刻まれている

た。南北朝になると、故吏は碑を立てるだけでなく、碑文も自ら書くようになった。先述した孫綽と魏収は故吏の身分で墓誌を書いたことはそれを裏付けることができる。よって、「蕭景碑銘」の作者も歴史編纂官の故吏である可能性が考えられる。また、歴史編纂官の故吏は蕭景の「歴史」つまりその生涯の履歴を熟知し、しかも文学的才能が優れた人物だろう。一方、蕭繹は当時僅か17歳であったこと、またほぼ同じ時期で「智蔵法師碑」と「陸倕墓誌」の銘のみを書いたことから考えると、2000字以上もの巨編な「蕭景碑銘」の序を書いた人が蕭繹以外に存在する可能性は大いにある。

表3の「蕭景碑銘」を除いた8篇の墓誌は、序と銘が墓主に対する同じ視点で書かれており、銘は序の内容を取捨選択して作られ、省略はあるものの、序との不一致は見られない。一方、表2に示した墓誌は序と銘が異なる視点で書かれるものが多い。では、「蕭景碑銘」の序と銘の内容にも不一致があるのか。それについて、次の章で検討を行う。

4、「蕭景碑銘」の序と銘に見られる不一致

まず、同じ韻を踏んだものを一つのまとまりとして区切ると、銘は以下のように、12段落に分けることができる。14句の第十段落以外は8句で、全部で408文字ある。

- 一) 顯允公子、惟梁之陸。綴食帝宗、承家皇叔。乃文乃武、乃明乃淑。
冠代羽儀、如鴻在陸。

(誠に賢明な公が、梁の親族である。帝室の人々と食事を共にする仲で、皇室の伝統を受け継ぐ皇叔という身分である。文武両道で、賢く善良である。公の立ち居振る舞いはこの世で最も規範となり、まるで鴻がおおとりが陸にいるかのようなものである。)

- 二) 孝尽色難、豈伊為養。亦有兄弟、咸宗退讓。州閭曰仁、友朋称諒。
聿求礼本、言婦德尙。

(孝を行う際は敬意を表すのが難しいが、公はどうしてただ型どおり親を養うだけであったろうか。いや、公は敬意を込めて親に孝を尽くした。また公に兄弟がいて、みな公を敬って、譲ってくれる。郷里の人たちはみな公が仁のある人といい、友人はみな公の誠実さを褒め称える。公は礼儀の源流を追求し、仁徳を尊ぶ。)

- 三) 用賦王門、鳴弦⁽¹⁹⁾下邑。憬彼桐郷、令凶已立。否之匪人、時屯勢急。
徑不行、乱邦豈入。

(初めて仕官した時、良い政治を行ったため、百姓たちはみな弦を鳴らすような安穏な生活を送った。昔の循吏が桐郷を治めたように、公もよく治世したため、公の素晴らしい智略によって名声が世に聞こえた。八方塞がりの政局に小人ばかりで、この苦難の多い時勢は緊急事態になった。傾いた道を歩まない公は、果たしてこんな乱れた国に入るのか。いや、入らないだろう。)

四) 受師億万、商旅如林。六奇王略、十乱一心。創制爰始、天命斯謹。

奄有千室⁽²⁰⁾、邦家是臨。

(紂王の率いた軍隊は億万もあったが、兵士は林の如くじっとして動かず、まったく助けにならなかった。陳平が劉邦に六つの絶妙な計略を授けたように、公も蕭衍の作戦に知恵を出した。また周武王の治国に大いに貢献した十人の大臣のように、公も梁の国民の心を一つにまとめた。梁が天命を受け、初めて建国した際に、公は忽ち千戸の食邑を有し、まるで国に臨んでいるかのようなのである。)

五) 齊俗黍離、餘風未更。濟濕喉襟、忠侯為政。朱軒駟馬、旗旄增暎。

恤獄問冤、人胥繫詠。

(梁の国には滅んだ南齊の古い習俗が未だに変わらず残存している。濟水、濕水は人間にとって喉のような肝心な地域であり、公は忠侯に封じられ、そこで善政を行った。公が乗っている赤い馬車にある旗は輝きを増す。公は牢獄に入れられた人々を憐れみ、彼らの冤罪を認めた。その地域の人々はみな公を褒め称えていた。)

六) 徐戎叛換、自昔不虔。授我齊斧、清我朔邊。躡林蹶角、遂掃穹旻。

人無怨讟、師以勝旋。

(辺境の徐州は昔から恣に戦乱を起し続けてきた。我が梁国は鋭い斧が授けられ、国の辺境の戦乱を平定してきた。匈奴が支配していた躡林の人々は頭を地面に着け、梁に服従し、ついに蒙古等の少数民族も帰順させた。人々は怨みも憎みもなく、將軍は勝利し、凱旋した。)

七) 乃司三秩、遂掌八屯。元戎式綏、擢授便煩。外数軍実、内肅帝閤。

宗臣在位、王室是尊。

(公はそこで三品官を拜命し、ついに宮殿の周りで護衛する八か所の駐屯兵を束ねた。元戎という大軍を統率し、屢々抜擢されていた。外では軍隊・軍事機材を管理し、内では皇帝の護衛任務に携わった。公が宗臣としての位に在ることで、王室はみな公を尊敬した。)

八) 秦中顛敵、聞諸載籍。雖假楚都、事華前跡。班宣條詔、光今邁昔。

必則令典⁽²¹⁾、為教所⁽²²⁾擇。

(秦中という中原地方は明るく広くて、たくさんの書籍にその名を馳せる。楚都を管轄したのは一時期だけだったといっても、公の功績はその前にすでに華やかなものがあった。帝は詔を發布し、今をより輝かしいものにして、昔を乗り越えようとした。必ずや法令に則り、優秀な人物が教育を受けて選ばれることとなるだろう。)

九) 淮海惟揚、是称司隸。芻矣中撫、其儀速逮。威而不猛、寬而有制。

三独帰高、十邦感惠。

(淮海の揚州は、漢代の司隸という司法長官が管理していた京畿のような存在である。よきかな、中撫將軍の公、立ち居振る舞いは穏やかである。威厳がありながら、荒々

しくない、寛大にしては節制もある。朝廷の専用席に座る三人の貴顕として崇められ、十の国は公の恩恵を受け、感謝した。）

- 十) 蘇秦從説、実曰夏州。巖城郢□、作鍵中游。乃睠西顧。惟賢是求。
去兹商洛、樹彼徽猷。降年何早、曾不憇留。皇情軫悼、萌庶若抽。
輟春罷市、痛我忠侯。

(蘇秦の合従策は、実のところ中原列国〈=夏〉の各郷に一人を楚に移住させ、楚都の郢州の近くで夏人の州⁽²³⁾を設置することである。険しいまち郢州は、長江の中游において鍵のような存在である〈こんな大事な郢州を公は治めていた〉。帝は西方に顧み梁を建国した際に、ただそこに賢才を求めようとする。公は隠遁の地を出て、帝の美しい徳行・君子の道を広めた。朝廷の重要な臣下が逝去し、取り残された帝を誰が守ってくれるだろうか。皇帝の悲しみは痛切で、民衆は放心状態であった。うすで穀物をつくり人たちは仕事を辞め、市の商売も中止となり、みんながこぞって公の死を哀悼する。)

- 十一) 人道不遐、令名長久。矧伊樹徳、婦全啓手。於穆嗣侯、遺薪克負。
弈葉載徳、隆兹不朽。

(人はいう、公の命は長くなかったが、公の美しい名声はきっと長く伝えられていくだろうと。まして、公はすでに徳を打ち立てたため、よき人生を全うできただろう。公は父親の侯爵を受け、祖先の残した功業をよく継承してきた。代々の祖先の徳を公がさらに広めて、盛んで不朽なものにした。)

- 十二) 神塋既已、日月有時。桓桓寵贈、班礼台司。我□文物、哀以送之。
誰旌不朽、□□□□。

(公はお墓に既に葬られ、月日が流れていった。皇帝から煌びやかな追贈があり、中央の役所の大臣である台司という官職を詔で授けられた。我□文物、哀しみを以て公を送る。誰の旗が不朽になるだろう、□□□□。)

十二段落はそれぞれ同一の韻を踏んでおり、全体として整った韻文⁽²⁴⁾であると言える。現存する蕭繹作の碑文の銘は韻を強く意識する傾向があり、「蕭景碑銘」の銘にもその意識が窺える。

ここで、銘の内容を簡単に紹介する。まず第一、二段落は皇族の立場から、蕭景の徳行を褒め讃え、彼の文武両道・賢明・善良といった徳行を称賛する。第三段落では、蕭景は南斉に仕えていたが、後に危ない局面を迎えた南斉を見限ったことを紹介する。第四、五段落では、蕭衍が梁国を建てた際に、蕭景が次から次へと素晴らしい智略を蕭衍に奏上し、梁を混乱状態から回復させたことによって、建国功臣としての役割を果たしたことを述べる。続いて、第六段落から第八段落では、北魏討伐で功績を挙げたことをはじめ、衛尉卿を拝命したこと、大軍を率いる領軍將軍に任命されたこと等を書き、蕭景の梁での活躍を紹介する。さらに、第九、第十段落は蕭景の死去に当たり、武帝からの追贈を書き、蕭景の生涯を振り返る。賢才を求めた武帝に登用された

ことから武帝が蕭景と死別することまで、武帝と接点のある事柄に再び言及する。最後に第十一、十二段落では、蕭景の名声は末永く後世に伝わることを願い、その死去を悲しむ。

本章では、「蕭景碑銘」の序と銘に不一致がないかを検討するにあたり、以下の三点を考察したい。まず、第三段落から第五段落の銘に見られる序との類似表現を分析し、序と異なる表現の力点を明らかにする。次に、第六段落から第八段落に着目し、「詔」の記述の仕方をめぐって、序との視点の違いを究明する。さらに、第九、第十段落の書き方の意図について分析し、蕭景の死を書いた後に、武帝の目線から哀悼の意を書いた意図を掘り下げたい。

4.1 序との類似表現に見られる銘の視点

銘は蕭景の生前の履歴について、ほぼ序に即して記しており、履歴を描き出す際、序と類似する表現が用いられている。類似表現は主に第四段落から第五段落に見られる。その部分と序との対比を次の表4に示す。

[表4 「蕭景碑銘」序の銘の比較表] ⁽²⁵⁾

「蕭景碑銘」の銘		対応関係	「蕭景碑銘」の序	時期
第三段落	③用賦王門，鳴弦下邑。憬彼桐鄉，令囟已立。	○	(4) 解巾，調補南齊晋安国常侍，踵武龔舍，連歩叔寧，雖未鵬飛，且資鴻漸。出試永寧令，岑鼎方泊，牛刀始割。日撫鳴琴，不以河陽為陋；時擒雅賦，更覺南齊都為鄙。	494年－498年
	④否之匪人，時屯勢急。斜徑不行，乱邦豈入。	○	(5) 公觀 <u>黍離</u> 之際，木運不長，故遠魏朝，不論人物。時遵漢典，或校兵書。	500年
第四段落	⑤受師億萬，商旅如林。	○	(6) 即而夏發昏縱， <u>商辛</u> 廢礼，社稷鎮衛，用明允而嬰戮；時宗人譽，由正直而亡身。自宣武王遵此淫濫， <u>公與時用舍，知命樂天，達乎仲徐行之音，慕宣尼弦歌之德。</u>	500年
	⑥六奇三略，十乱一心。	?	(7) 仰逢六師，西憤五緯，東攢火燭。前殿兵臨作室，公乃製衣具沐，將濟屯膏，遠自郊門，奉望鉦鉞，賓客樂從者數十百人。	501年
			長い序に対応する銘はないので、序の(8)全文を省略する。	501年
	⑦創制爰始，天命斯謀。	○	(9) 惟皇建国，品物咸亨。	502年
	⑧奄有千室，邦家是臨。	○	(10) 拳功行賞，各有分地。封人設壇，典命授圭，封吳平県開国侯食邑一千戸。	502年

第五段落	⑨南斉俗委離，餘風未更。	⑨→(5)		
	⑩濟濕喉襟，忠侯為政。 朱軒駟馬，旗旄增暎。	○	(11) 進授使持節督南北兗、青、冀四州諸軍事，冠軍將軍，南兗州刺史。	502年
	⑪恤獄問寃，人胥緊詠。	○	(12) 爰初徇地，迄此作牧，人無業節之勞，官無芻株之費。	502年

③～④は、蕭景が仕えた南斉を見限って、梁に仕えると決めたこと。⑤～⑧は、梁の建国前に、蕭景が機智に富んだ部下として、蕭衍の即位に協力したこと。⑨～⑪は、梁の建国後、蕭景が領地を与えられ、梁の国を混乱状態から回復させたことを描いている。

序と銘には対応する表現が以下の2組である。1組目は⑤の「受」・「商」と(6)「商辛」⁽²⁶⁾、2組目は⑨と(5)の「委離」である。

まず、南斉の皇帝を紂王に擬えた1組目について分析する。⑤の「受」・「商」と(6)の「商辛」はいずれも、放蕩や暴政で悪評の高い周代の紂王・商辛を指す表現である。

序の(5)から(9)は蕭景が南斉に仕えていた間の経歴を記す。(6)はその経歴の一部に属し、東昏侯が支配する南斉で起きた出来事、蕭景が官職を辞した理由を述べる。500年、南斉の皇帝は宣武王蕭懿を殺し、その部下であった蕭景は自ら身を守るためその難を逃れた⁽²⁷⁾。そのことについて、序は「自宣武王遭此淫濫，公與時用舍，知命樂天（宣武王が殺害されたことにより、蕭景は時勢に合わせて、任用されなければ隠遁し、命の定めを知り、自然を楽しむ）」と表現する。「與時用舍」は『論語』「述而」の「用之則行，捨之則藏（起用されれば仕官し、辞めさせられれば隠遁する）」⁽²⁸⁾を踏まえ、宣武王が殺されたのを機に、蕭景は仕官を退き、隠遁したと述べる。

このように、序は南斉時代における蕭景の官僚としての進退を描いている。南斉の皇帝を紂王・商辛に譬えるのは、宣武王蕭懿が殺害され、蕭景が南斉を見限って官職を辞した理由を述べたいからである。

一方、銘は蕭景が南斉の皇帝を打倒することに貢献し、梁の建国を支えたことを描いている。梁の建国の功臣である蕭景が高い軍事能力を発揮したからこそ、梁が建国できたと連想させている。⑤は紂王・商辛はたとえ億万の軍隊を率いても、その軍隊は林の如く動かず、まったく助けにならなかったと述べる。南斉の皇帝も同様に、軍事能力を持っていないこと、対照的に蕭景が軍事能力に優れたことを暗示している。蕭衍の即位の際の有力補佐役として蕭景は優れた能力を発揮できた。⑥の「六奇三略，十乱一心」では、蕭景は劉邦に六つの巧妙な計略を授けた陳平や、周武王の治世を補佐した十人の賢明な臣下に擬えられ、蕭衍の建国に力を尽くして大いに役立ったとする。

③④は蕭景の斉での仕官履歴を述べるが、⑤では敢えて換韻することにより、南斉時代の蕭景と一旦区切りをつけ、梁の建国・蕭衍の即位という歴史的事件における蕭景の活躍を述べる。つまり、建国の功臣である蕭景を語る傍ら、梁の建国をも述べていると言える。即ち、同じ紂王の譬えを使いながら、序ではそれを南斉の王の暴虐を表すために用い、一方銘では南斉の滅亡と梁の建国を表す文脈で用いている。

次に、2組目の「黍離」について検討する。「黍離」は『毛詩』の「王風・黍離」中の「彼の黍は離離たり」を略した言葉である。『毛詩』王風に「昔繁盛していた周王朝は滅んで、かつての周王朝の宮殿跡が今では穂先が垂れるほど実る黍畑となってしまった。」⁽²⁹⁾とある。即ち、「黍離」は前の王朝のかつての繁栄が失われたという意味を表してきた。序では、蕭景が五行の木徳である南斉王朝の先が長くない運命を見限り（公視黍離之際、木運不長）、自ら南斉での仕官を断念するところに登場する。即ち、「黍離」という表現の対象は亡国の南斉である。(5)から(8)までは内容上で、一つのまとまりとして、蕭景の南斉時代を描く部分であるため、(5)の「黍離」からは梁との関係を直接読み取ることができない。

一方、銘はどうか。以下、「黍離」前後の表現を手掛かりにその視点を分析する。「黍離」が登場する前の第四段落は天命を受け、梁が建国したこと（創制爰始、天命斯謀）を述べた。よって、銘の⑨「斉俗黍離、餘風未更」は、建国後の梁に、南斉の衰えた風俗がまだ残っていることを意味する。序は南斉という王朝に着眼しているが、銘は南斉に代わって、その土地の支配権を獲得した梁に視点を変えた。また、「黍離」の後に続く⑩と⑪は、いずれも建国した梁に残存した南斉の混乱状態を回復するため、蕭景が要害地域の政治を改善したことをいう。具体的には、梁と北魏の境界線に位置する済水・濕水（現在の河南省・山東省）という要害地域で善政を行っていた（濟濕喉襟、忠侯為政）。「黍離」の前後の表現は梁を中心とし、新王朝の梁で蕭景の活躍を描くものである。蕭景の活躍した土地のかつての支配権は南斉にあったが、後に新王朝の梁に代わったため、「斉俗黍離」は残存している亡国の古い風俗を意味することになった。

言い換えれば、銘の⑨にある「黍離」は支配権が斉から梁に移った土地の現状として捉えられている。⑨の前に置かれた第四段落は蕭景が梁の建国に大きく寄与したことを述べ、⑨から始まる第五段落は蕭景が建国後の梁の発展に力を注いだことを言う。いずれも梁の歴史という枠の中で蕭景の経歴を語っている。

以上、二組の類似表現の比較から分かるように、序が時系列に沿って蕭景の足跡を辿る中で、当該表現を使っているのに対し、銘は専ら梁建国後の描写の中で使っている。これは両者の視点の違いを示していると言える。

4.2 序にはなく、銘のみに見られる「詔」

ここで、序にはなく、銘のみに見られる「詔」に着目したい。その前後の出来事について、序と銘ではどのように書かれているのか。表6に示しておく。

[表 6 「蕭景碑銘」の序と銘の比較表]

「蕭景碑銘」の銘		対応関係	「蕭景碑銘」の序	時期
第六段落	⑫徐戎叛換，自昔不虔。授我南齊斧，清我朔邊。躡讎林蹶角，遂掃穹氈。人無怨讎，師以勝旋。	○	(13) 先是王師北討，戎帥捐戈，天子命我，受脤建節，有詔龔行，犀擗不蔽。武車綏旌，九地靡韜其術；轅門誓衆，八陣咸盡其謀。故以威讐貴霜，化行絕漠者矣。	505年
(14) に対応する銘はない			(14) 遭太夫人憂，僉曰金革奪礼，有為為之。且遵故實，別詔敦勉。公称情立文，以奉權制每一感慟，飛走相趨。	505年
第七段落	⑬乃司三秩，遂掌八屯。	○	(15) 乃徵公為太子左衛率，遷輔国將軍、衛尉卿。	506年
	⑭元戎式綏，擢授便煩。	○	(16) 轉左驍騎將軍，兼領軍將軍。	508年
	⑮外數軍實，内肅帝閤。寶臣在位，王室是尊。	⑮→(15)		
第八段落	⑯秦中顯敞，聞諸載藉。雖假楚都，事華前跡。班宣條詔，光今邁昔。必則今典，為教所擇。	○	(17) 乃授公使持節都督雍、梁、南北秦四州、郢之竟陵、司州之隨郡諸軍事，信武將軍，寧蠻校尉，雍州刺史。	508年

序では、505年～508年の出来事を叙している。まず(13)と(14)では、505年に蕭景が北魏討伐に参加したと蕭景の母の死を記す。(15)から(17)までは、506年に公子左衛率に任じられた経歴を述べ、508年に蕭景が左驍騎將軍に転じ、領軍將軍を兼任、郢州都督等の官職を授けられたことをいう。

銘は大まかに序の内容に即して論を展開していく。まず、⑬の「三秩」と「八屯」はいずれも三品官の「衛尉卿」⁽³⁰⁾を意味するので、⑬は(15)に対応している。また、銘の⑮「内肅帝閤」も(15)と対応している。「帝閤」は元來皇帝の宮殿の門を指す⁽³¹⁾言葉であるが、ここでは、「衛尉卿」に任じられた蕭景が武帝の宮殿の守衛や兵隊駐屯を管理したことを表している。さらに、⑭の「元戎」は大軍を率いる意味を表し⁽³²⁾、(16)は蕭景が「領軍將軍」に抜擢された出来事を述べている。「領軍將軍」は天下の兵隊を率いる⁽³³⁾ことを役目とするので、⑭と(16)は一致している。このように、銘の⑬、⑭、⑮はそれぞれ序の(15)、(16)、(15)に対応していることが分かる。

では、第八段落⑯はどうか。この部分は序(17)に対応するが、⑯の「詔」は序には見えない。

⑯(銘) 秦中顯敞、聞諸載藉。雖假楚都、事華前跡。班宣條詔、光今邁昔。必則今典⁽³⁴⁾、為教所擇。

(秦中という中原地方は明るく広くて、たくさんの書籍にその名を馳せる。楚都を管轄したの

は一時期だけだったといっても、公の功績はその前にすでに華やかなものがあった。帝は詔を發布し、今をより輝かしいものにして、昔を乗り越えようとした。必ずや法令に則り、優秀な人物が教育を受けて選ばれることとなるだろう。）

⑯の前半「秦中顕敵、聞諸載藉。雖假楚都、事華前跡」と対応する部分は次の序の(17)である。

(17) 転左驍騎將軍，兼領軍將軍。……乃授公使持節，督雍梁南北秦四州郢之竟陵司州之隨郡諸軍事，信武將軍，寧蠻校尉，雍州刺史。褰帷就道，去襜為政，広聴遠視，薦清貶濁，惟來百蠻，悉為我用。

(左驍騎將軍に轉じ、領軍將軍を兼任した。……そこで、蕭景は使持節、督雍・梁・南北秦四州、郢の竟陵・司州の隨郡の諸軍事、信武將軍、寧蠻校尉、雍州刺史を授けられた。蕭景は帷を褰げ道に就き、自ら民間の情勢を視察し、襜を去げ親身に民と接し、善政を行った。広く民の意見を聴き、管轄領域の果てまでよく管理する、賢者を推薦し、愚者を貶しりぞけた。少数民族等も全部差別せず賢才を起用する。)

序は「鄂州都督」等の官位を授けられたことを述べた後、蕭景が優れた政治手腕を発揮し、優秀な人材を公平に登用するなど善政を行ったことを描いている。一方、銘は第八段落⑯の後半で、蕭景が鄂州等で功績を上げたことを書いた後、武帝によって發布された「詔」へと筆を転じている。詔の意義を「光今邁昔」（今の治世をさらに輝かしいものにし、古代をも乗り越えようとする）とし、その結果、「必則令典、為教所撰」（必ずや法令に則り、優秀な人物が教育を受けて選ばれることとなるだろう）と説く。序では全く触れていない詔を盛り込んだ点は注目に値する。この詔は、蕭景自身の出世のきっかけとなり、恐らくは彼の行った人材登用の背景でもあったと考えられる。銘は、蕭景の生涯を辿りながら、そこに武帝の足跡を併せて記述しようとした。ここにも、序と銘の視点の違いが見てとれるだろう。

ここで、現存する武帝の發布した詔の中に、銘の「詔」に近いものを一つ提示したい。蕭衍の即位（502年）から蕭景の死（523年）の間、武帝が發布した詔は計77條あり、そのうち、法令・教育と関わる内容の詔は「立学詔」がある⁽³⁵⁾。よって、銘の「班宣條詔」の「詔」はこの「立学詔」を指す可能性がある。この「立学詔」について、武帝の本紀には、次のように書かれている。

○七年春正月乙酉朔，詔曰：「建国君民，立教為首。……」壬子，以領軍將軍曹景宗為中衛將軍，衛尉蕭景兼領軍將軍。

(七年春正月乙酉朔，詔して曰く：「建国して、民を治めることにとって最も重要なのが教化・教育することである。……」壬子，領軍將軍の曹景宗を中衛將軍に任命し，衛尉の蕭景を領軍將軍に兼任させた。)

(『梁書』卷二・本紀第二・武帝中)

意図において、「立学詔」は銘の⑩に合致している。銘の⑩にある「必則令典、為教所擇」と対応するのは「立学詔」の「立教為首」（教育・教化することを最重要事項とする）である。「立教」は『韓詩外伝』巻八「学校庠序以立教（学校・教育を以て人々を教化する）」に見られ、人々に教育を実施し、学校を設立することで儒教を広めることを意味する。つまり、この「立学詔」は教化の重要性を強調しているので、優秀な人材が選出されることを述べる銘⑩と軌を一にする。

何よりも重要なのが、「立学詔」が發布されたお陰で、蕭景は官位が昇格したと武帝の伝記に叙されたことである。銘の⑩も蕭景の官位昇進を武帝の詔と結び付けた形で語っている。よって、⑩の詔は「立学詔」の類のもので、蕭景の官職と関わるものと考えられる。いずれにせよ、序は単に蕭景の経歴を紹介するが、銘は蕭景の昇格と武帝の詔とを密接に関連付けて述べているため、銘は序との視点が異なっていると言える。

一方、序はその背景である詔の發布に全く言及せず、終始墓主を顕彰する立場で蕭景の伝記を語る姿勢を貫いている。

序に登場する詔は6つあり、2種類に分けられる。1つ目は蕭景の公務と関わるものであり、5つ用いられている。うち4つは蕭景の任官に関するもので、1つは蕭景に北魏討伐に出陣するように命じた詔である。2つ目は1回登場しており、蕭景の私事と関連する内容である。それは蕭景が母の喪に服するため、辞任を許されたことを主旨とする詔である。序はそれを一つの出来事としてこの詔を書いている。序は6つの詔を織り込んでいるが、それは公私にわたって、蕭景の忠・仁・孝のイメージを浮き彫りにすることが目的であると考えられる。一方、銘はその6つの詔は全て無視して、武帝の建国の方針に関する詔のみを紹介している。このことから、序と銘の立場の違いは考えられる。

序と銘の作者が異なる墓誌において、作者の立場によって視点が異なるものは前掲の表2に多く見られる。代表的なものとして「崔寛墓誌」⁽³⁶⁾を取り上げてみよう。その序は墓主の弟・崔士順が書き、銘は魏収が書いた。墓主の親族と当時の文章家という立場の違いによって、武将を志向し、文章家を軽蔑したという墓主の一面に対する記述が序と銘で異なっている。序の作者は「自非望同王庾、器等鐘陳、詎得秉笏文筵、曳裾藻席。仍除宣威將軍、豫州騎兵參軍、非君好也。」（もとより墓主は王褒や庾信のような文学家になることを望んでおらず、王族貴族の贅沢な宴会等に参列する意向もなく、秘書官という官位を与えられたが、それを好き好んではいなかった。）と墓主の性格を詳しく書いている。しかし、銘の作者は文学者として名高い魏収である。墓主が文学を志していない一面について、あえて「能大能小、載飛載止。」（小さい官職に任じられたり大きい官職に任じられたりして、まるでやぶさが飛んだり止まったりするかのようである）と、墓主が大小様々な官職を経てきたと述べるに止まる。

「崔寛墓誌」同様、「蕭景碑銘」も序と銘の違いはそれぞれの作者の立場が異なっているため生じたと考えられる。序は常に墓主顕彰の立場に立って、墓主の人物像を浮かび上がらせようとする。それに対し、銘は蕭景一個人の経歴を語る視点を取らず、彼の昇格に関連する武帝の詔に言及し、蕭景を武帝と結び付けた形で述べている。銘の作者は梁の皇帝との密接な関連という枠の

中で蕭景を語ろうとしたのではないか。

4.3 墓主の死——梁の武帝との関わりという銘の視点

銘の第九段落と第十段落は、蕭景の死後の追贈を書いた後、武帝がその生前を振り返り、哀悼する意を表す。序との対応関係を次の表7に示しておく。

[表7 「蕭景碑銘」の序と銘の比較表]

「蕭景碑銘」の銘		対応関係	「蕭景碑銘」の序	時期
			(19) 徵為領軍將軍	514年
			銘に対応する序は長いので、省略する。	
第九段落	⑰淮海惟揚，是稱司隸。嗇矣中撫，其儀建逮。威而不猛，寬而有制。		(24) 詔贈侍中、中撫軍將軍、儀同三司、侯如故。喪反舊塋，路由皇邑，親降鑿蹕，禮優詔葬。某年葬于某郡某之某山，諡曰忠侯，禮也。	523年
	⑱三獨婦高，十邦感惠。	⑱→(19)?		514年
第十段落	⑲蘇秦從說，寔日夏州。巖城郢□，作榘中游。乃睠西顧，惟賢是求。	?		
	⑳去茲商洛，樹彼徽猷。	㉑→(7)	(7) 社稷鎮衛，用明允而嬰戮；時宗人譽，由正直而亡身。自宣武王邁此淫濫，公與時用舍，知命樂天，達平仲徐行之音，慕宣尼弦歌之德。	500年
	㉑降年何早，曾不憇留。皇情軫悼，萌庶若抽。輟春罷市，痛我忠侯。			523年

表7から分かるように、蕭景の死を序は(24)の59文字のみで述べている。それに対し、銘では⑰～㉑の十二句48字、銘全体の十分の一という長さの文言も費やして表現している。また、序と銘で、蕭景の死を描く視点も異なる。序の内容を見てみよう。

(24) 詔贈侍中、中撫軍將軍、儀同三司、侯如故。喪反舊塋，路由皇邑，親降鑿蹕，禮優詔葬。某年葬于某郡某之某山，諡曰忠侯，禮也。

(皇帝は詔を發し、蕭景に侍中、中撫軍將軍、儀同三司を追贈し、吳平侯という称号を元のままにした。ご遺体を古き祖先のお墓へ戻し、その葬式の帰り道は、皇帝の都を經由した。皇帝は自ら御馬車を降りて、礼に従い蕭景を手厚く遇しお葬式の追贈の詔を發布した。某年に某郡某の某山に葬られ、諡は忠侯といい、それは礼に従っている。)

序は蕭景の死後、武帝が彼への追贈を行ったことをいう。この後は蕭景の徳行を褒め称える

「頌」が続き、蕭景の死についての表現は上記の59文字のみであり、2000字ほどの序全体を占める割合は決して高いとは言えない。武帝が蕭景の死を悲しみ、自ら御馬車を降りる表現はあるが、それは詔を發布する儀式の一つに過ぎず、蕭景と武帝の君臣関係を思い浮かべ、その死去を悲しむことは書かれていない。

一方、銘では、⑰を以て、蕭景が523年に死去し、官位を追贈されたと述べることに止まらず、その後ろに「三独婦高、十邦感惠」（三独として尊崇され、十の国もその恩恵を受け感激する）という表現が続いている。

ここの「三独」とは「三独坐」の略であり、漢代では朝廷で三つの専用席に座る重要な人物を指す⁽³⁷⁾。蕭景は漢代における朝廷の専用席に座る三人と同じぐらい重要な人物で、朝廷に尊び崇められたことを意味する。

そして、「十邦」について、『蕭繹集校註』⁽³⁸⁾では、「十邦、猶十州。」と注を附すと同時に、『梁書』卷二十四・蕭景伝の「十三年、徵為領軍將軍、直殿省、知十州損益事、月加祿五万。」（天監十三年、蕭景は領軍將軍に召され、皇帝の宮殿と尚書台に当直し、十州の損益の事を熟知し、月に俸祿五万が加わった。）という経歴を掲げている。「十邦」は六朝時代までに使用例はなく、極めて珍しい表現である。「十邦」が「十州」を直接指すかどうかはさておき、蕭景の管轄領域を意味する言葉と理解してよからう。銘では、このやや誇張した「十邦」を使ったのは、恐らく蕭景の功績が一地方の繁栄をもたらすのみならず、梁という国の発展にも大きく寄与したと主張したいからなのではないか。その背後には、蕭景と梁国を強く結び付けようとする銘の作者の意図があったと推測できる。つまり、国家にとって重要な功臣である蕭景であるだけに、その管轄領地は梁全域でなくても、あえて字面で国家を連想させる言葉「十邦」を使ったのだろう。

第十段落は国家のイメージを導き出す「十邦」の後にある。この段落は銘文全体で最も長く、蕭景を梁という国及び梁を建国した武帝の視点から語っている。まず、銘の⑱の前半では、戦国時代の蘇秦の説を踏まえ、歴史上梁という国の地理的優勢を称揚する。東に「夏州」のある楚という国は、厳かで高い城のある郢州を首都とし、長江の中流より南の地域を国土とする。これは4.1で示した表5の⑯と同様、梁を楚に擬え、梁を建国した武帝を導き出すために用いられる表現である。というのは、⑱の「乃睠西顧，惟賢是求。」（そこで西方に顧み、ただそこに賢才を求めようとする。）は武帝の身になって発した言葉だからである。「乃睠西顧」は『毛詩』大雅・皇矣「乃睠西顧，此維與宅」⁽³⁹⁾（そこで天は西方に顧み目をかけて、常に佑護なされた。）に基づき、商が衰頹したため、天が命を西方にある「周」に与えようとする。ここは梁武帝を周文王に譬え、賢才を求めることをいう。梁武帝の求めに応じて、蕭景は「商洛」という隠遁の地を出て、「樹彼猷猷」と、武帝の美しい徳行・君子の道を広めた。⑱は、蕭景が武帝に仕えることを決めた表現である。武帝と蕭景が君臣としての関係を築き始めたことをも意味するため、武帝と蕭景の出会いとしても捉えられる。

さらに、㉑の「降年何早、曾不憇留」（〈天が〉朝廷の重要な臣下をどうしてこんなに早く死なせ、この世に留めようとししないのか。〈取り残された君主を誰が守ってくれるだろうか。〉）も皇帝

の立場から述べる表現として捉えられる。というのは、「愍留」は「世に留める」を意味し、「蕭景碑銘」までにその用例がないが、類似語の「愍遺」は碑・誄において、「天」と合わせて用いられることが多い。例えば、『左伝』哀公十六年（紀元元前 479 年）の「孔丘卒、公誄之曰『旻天不吊、不愍遺一老、俾屏余一人以在位。』」（天は私を憐れみ賜わず、もう暫くの間、あの長老をこの世に止めて、私一人を助けて国君の位に即いていられるようにさせてくださらなかった）、蔡邕作の「陳太丘碑」（186 年）の「天不愍遺一老、俾屏我王。」（天は何とかしてこの長老を世に留め、わが王を輔けさせようとはしなかった。）など、その用例が見られる。いずれも「天が強いて年配の功臣をこの世に留めようとしなさい」ことを意味し、皇帝の立場から功臣の死去を嘆いた表現である。死去した臣下の蕭景を引き留めることができないことを嘆く。また「皇情軫悼、萌庶若抽。」（皇帝の悲しい感情は痛切で、民衆は心がぼかんとするほど傷んでいる。）も深く武帝の感情にまで踏み込んだ表現であり、武帝と蕭景の結びつきを鮮明に反映している。

第九段落と第十段落は梁との関わりの中、梁を建国した武帝という視点から蕭景の一生を改めて辿っている。銘において最も長い段落の第十段落では、梁国の歴史・地理における優位性を書き出し、その後武帝が賢才を求めたタイミングで、隠遁していた蕭景が登用された。それを武帝と蕭景の主従関係の始まりであると考えれば、蕭景の死去は二人の関係の終わりを意味する。

要するに、「蕭景碑銘」の銘では、蕭景の生涯を伝える際、彼を梁の建国という枠の中で捉えること、梁という国・梁を建てた武帝と関わる出来事を優先的に色濃く記載することに焦点を絞ったといえる。梁の家臣としての蕭景に重点を置き、時に「君・臣」や「国・臣」を一体化させようとする傾向もあるように見受けられる。例えば、「帝」に視点を据えた表現には、「綴食帝宗、承家皇叔（帝室の人々と食事を共にする仲で、皇室の伝統を受け継ぐ皇叔という身分である。）」があり、また「外数軍実、内肅帝閭。寶臣在位、王室是尊。（外では軍隊・軍事機材を管理し、内では皇帝の護衛任務に携わった。公が宗臣としての位に在ることで、王室はみな公を尊敬した。）」がある。銘は家臣としての蕭景を「帝」乃至「国」と切り離さずに一体化した構成で表現しようとしているのではないか。

5、序の作者が裴子野である可能性 —— 結びに代えて

最後に「蕭景碑銘」が書かれた背景と序の作者について考えてみたい。「蕭景碑銘」が書かれた 523 年は元帝が 17 歳である。前述の元帝作とされる碑刻作品の中で、銘と序が別人によって書かれた三篇の墓誌はすべてこの時期のものである。恐らくこの時期に元帝は、銘の創作に力を注いでいたのだろう。元帝作のほかの墓誌は殆ど銘しかない。その理由として考えられるのは、元帝の書いた序は失われたか、或いはもともと序を書かなかったかである。元帝作とされる碑刻作品全体を見渡すと、序を残しているものは少数であり、しかも短いものばかりである。「蕭景碑銘」ほど長い序はほかに例がない。そのことから、元帝は序の創作に興味がなかったか、或いは銘だ

けに力を入れていたと推測できる。

序の作者の可能性は二つある。一つは序と銘共に元帝作という可能性である。序は行状を加工したものに過ぎず、オリジナリティを出してない。序では自分の考えを述べられないため、銘で本当に語りたことを書いたと考えられる。もう一つは、序と銘の作者が異なる人物であるという可能性である。序と銘の視点が一致していない。序では、蕭景という一人の人物の伝記を記録するのに対して、銘は梁の建国とこの人物との関わりに力点を置いている。序は公私にわたる蕭景のすべてのイメージを描く。一方、銘は梁の皇族・梁の家臣である蕭景のイメージを浮かび上がらせている。さらに、「蕭景碑銘」と同時期に元帝によって書かれた墓誌に、序と銘の作者が別人である例も見つかった。このことから、序の作者が元帝以外の別人である可能性が考えられる。

「蕭景碑銘」の序の冒頭は、蕭景が高い仁徳と卓越した才能を兼ね備えることを褒め讃える。末尾もまた墓主に敬意を示しつつ、その部下としての純粋な気持ちを吐露する。序は忠・仁・孝という墓主の人物像を造形し、全体として墓主を中心とする内容で貫かれている。

一方、銘の作者である蕭繹は序の作者とは立場が異なり、皇帝蕭衍の子として、梁を建てた父親と梁の国史への思いを銘に込めようとしたのだろう。銘の冒頭に蕭景を「皇叔」と呼んでいるところからも、蕭景を蕭一族の一員と位置づけていたことが分かる。彼が梁の建国に大きな貢献をした人物であるだけに、銘という場を借りて、梁の建国史を語ろうとする目的があったと考えられる。

序が純粋に墓主を称揚しているのに対して、銘からは梁国の歴史を語ろうとする意図が見てとれる。それこそが、序と銘の作者が異なるとする本説の最も大きい根拠である。

では、その場合序の作者はだれか。最後に私の仮説を述べたい。それは有力候補者の裴子野である。

以下は、蕭景の部下であった裴子野に着目し、彼が序の作者、或いは故吏その一人である可能性について述べたい。

裴子野が蕭景の事務官「冠軍録事」であったこと、国史を編纂する「著作郎」に任じられていたことと、裴子野と蕭繹との親交関係があったことは注目に値する。

まず、『梁書』の裴子野伝と蕭景伝⁽⁴⁰⁾から、中興2年(502)～天監5年(506)裴子野は蕭景の冠軍録事として仕えていたことが分かる。「録事」とは晋代に設置された官職であり、その職責は「掌綜錄衆曹文簿、拳彈善惡。(総録と衆曹の文簿を掌り、善惡を拳彈す)」⁽⁴¹⁾とあるように、諸官僚の文書を掌り、悪事を弾劾し善事を称揚することであった。

また、裴子野は、「録事」のほかに「著作郎」をした経験も持っている⁽⁴²⁾。この著作郎⁽⁴³⁾とは皇帝の言行録である起居注や国史を編纂することを職務としている。よって、蕭景の「冠軍録事」を辞した506年以降も、著作郎の身分で、梁代の建国に深く関わっている蕭景の情報を多く収集するができた。

さらに、蕭繹伝や蕭繹作の『金樓子』から裴子野が蕭繹の知己⁽⁴⁴⁾であり、親密な交友関係が

あったことが認められる。

以上の三つの理由で、序の元となる行状を実際に書いた人物の候補者として裴子野を挙げた。その行状を蕭繹は墓誌銘の序として使い、「三蕭碑」のようなスタイルで銘のみを書いたのではないか。もしそうなら、世に残っているものが少ない序と銘の作者が異なる碑刻作品の中、『弘仁本文館詞林』に収録されている「蕭景碑銘」は最も古いものとして、貴重なものであると言えるのではないか。

注

- (1) 興膳 宏の蕭繹関連の研究は以下のものがある。①「乱世の美学——六朝詩人の群像 (6) 大には寛にして小には急——梁元帝蕭繹」(『月刊しにか』10 (3)、1999年3月)、②「講演 梁元帝蕭繹の生涯と『金樓子』」(『六朝學術學會報』2、2001年3月) ③2010年4月から続けられている「金樓子譯注」(譯注1は2004年の中國文學報に発表されている。)
- (2) 鍾仕倫『「金樓子」研究』(中華書局、2004年)
- (3) 蕭繹作品の中で、碑刻作品は計32篇見られる。そのうち、6篇は散佚し、現存する26篇は『文苑英華』に収録されている(全文ではない)。詳細は3.1の「蕭繹作の碑刻作品表」を参照されたい。
- (4) この表は『蕭繹集校注』(南朝梁・蕭繹著、陳志平、熊清元校注、上海古籍出版社、2018年)を参考に、そこに収録されている作品を整理したものである。
- (5) 太常卿陸倕墓誌銘と智藏法師碑は序があるが、いずれも二百字程度で、法師の略歴については書かれていない。
- (6) 『四庫全書總目』卷八十六・史部四十二・目錄類二・《集古錄》・十卷では、「自梁元帝始集錄碑刻之文為《碑英》一百二十卷，見所撰《金樓子》，是為金石文字之祖。」とあるように、中国金石学における元帝の手がけた『碑英』の重要性が指摘されている。また、近代の錢鐘書も『管錐編』「一九九全梁文卷一七」で、「《碑英》120卷，吾國編集金石，肇始斯人。」と述べている。
- (7) 錢鐘書『管錐編』(三聯書店、2001年) p2248
- (8) 地誌の記録によると、陸倕碑は「生碑」(生きている人間に建てられた「碑」のこと)である可能性が考えられる。「生碑」について、顧炎武『日知錄』卷二十二「生碑」に「平陵人生為立碑於吳章墓側。此生立碑之始。」とある。(黃汝成集釋『日知錄集釋』、上海古籍出版社、2006年) p1271
- (9) 上記の一覧表を作成するにあたり、主に『韓魏南北朝墓誌彙編』『新出魏晉南北朝墓誌疏證』『漢魏六朝碑刻校註』『漢魏南北朝墓誌集釋』と宋代金石書及び地誌から序銘作者不同の墓誌を選出した。また、中華石刻數據庫・漢魏六朝碑刻 (<http://inscription.ancientbooks.cn/docShike/shikeSublibIndex.jspx?libId=4>) を参照した。なお、銘と序が異なる孟國棟(碑誌所見唐人合作撰文現象(『唐研究』第27卷)に見なされる墓誌の中、「蕭融墓誌」と「蕭融妻王慕昭墓誌」を以下の理由でこの一覧表から除外した。まず、孟國棟と邵磊(南齊王寶玉墓誌考釋——兼論南朝墓誌的體例(『文獻』2003年10月)は序の末尾と銘の冒頭にあるという作者署名の場所の特徴を理由に、「蕭融墓誌」の銘は任昉で、序の作者は別人であると主張しているが、筆者はそれに賛同できない。ほかの序銘作者不同の墓誌と比べると、「(作者名)製銘・銘文」「敬託為銘」や「(作者の思い)……為銘」等のフレーズがなく、内容においても序と銘の不一致は見られないためである。また、「蕭融妻王慕昭墓誌」の序と銘の作者を王暕と蕭衍としているが、筆者はそれにも疑問を感じる。なぜなら、墓誌の後に「吏部尚書領國子祭酒王暕造」とあるのみで、「……(作者名)序……(作者名)銘」とする[南北朝序・銘作者が異なる墓誌一覧表]のほかの墓誌の形式が異なるので、「蕭融妻王慕昭墓誌」の序と銘両方とも王暕が書いたとみなす。

- (10) 序と銘の作者が異なり、しかも序の作者が複数人存在する墓誌は、「蕭景墓誌」のほかに見当たらない。しかし、作者名や刻工名等を記録する唐代になると、序と銘の作者が異なり、序の作者が複数人いる墓誌が現れた。それは劉涪墓誌である。「劉涪墓誌」は、「蕭景墓誌」と同じように、序の末尾に作者について記載する表現が見られる。序の作者が複数いる場合、その実名を詳細に記さず、単に「家臣等」と記録するのみである。
- (11) 羅新、葉焯は『魏晉南北朝墓誌疏証』（北京大学中国古代史研究中心叢刊、中華書局、2016年5月、p46）で、次のように指摘している。「羅新、葉焯南朝後期王公墓誌的撰作往往出自名家之手，而且志文與銘辭由不同的人寫。」
- (12) 川勝 義雄「魏晉南朝の門生故吏」（『東方學報』、1958年3月）p198
- (13) 同前掲の12
- (14) 繆鉞「魏收年譜」（『四川大學學報』、1957年6月）p14
- (15) 従来、「近畿大都督」は「都督中外諸軍事」であると主張されてきた。杜佑は「後魏有都督中外諸軍事、永安〔筆者注：528～530年〕以後、近遠多事置京畿大都督、總攝軍人。」と述べている。（『通典』卷32・職官14（中華書局、2003年）p893）さらに、近代周一良は「天平四年〔筆者注：537年〕夏以後、京畿大都督又為六州都督之前身、統領北人宿衛京畿」（周一良『魏晉南北朝史論集』（北京大學出版社、1997年、p209）と述べ、近畿大都督が六州大都督の前身であると指摘している。要するに、「六州大都督」は「都督中外諸軍事」の別名であると理解してよい。
- (16) 魏斌「從領民酋長到華夏長吏：庫狄幹石窟的興造與部落記憶」（『歷史研究』2018年6月）p22。魏氏の釋文によると、墓主は都督定州諸軍事、驃騎大將軍、開府儀同三司、太保、太傅、恒定二州刺史、六州大都督となっていた。つまり、墓主が太保になった540年と、太傅年の間に大都督に任命されたことが分かる。
- (17) 『漢魏南北朝墓誌彙編』、『新出魏晉南北朝墓誌疏証』、『漢魏南北朝墓誌集釈』、『漢魏六朝碑刻校註』と『邙洛碑誌三百種』およびに浙江大學墓誌數據庫に収録されている墓誌を対象に調査し、以下の8篇があると分かった。①「征南將軍和安碑銘一首并序 北齊魏收」（『弘仁本文館詞林』卷四百五十二）、②「兗州都督胡延碑銘一首并序 北齊 魏收」（『弘仁本文館詞林』卷四百五十九碑卅九）、③「江州都督庾冰碑銘一首并序 東晉 孫綽」（『弘仁本文館詞林』卷第四五七碑三七・百官二七）、④「徐州都督王坦之碑銘一首并序 東晉 伏滔」（『弘仁本文館詞林』卷第四五 七碑三七）、⑤「秦州都督陸杳碑銘一首并序 隋李德林」（『弘仁本文館詞林』卷四百五十九碑卅九）、⑥「洛州都 督竇軌碑銘一首并序 李百藥」（『弘仁本文館詞林』卷四百五十九）、⑦「夔州都督黃君漢碑銘一首并序 李百藥」（『弘仁本文館詞林』卷四百五十九碑卅九）、⑧齊故定州刺史太尉公庫狄順陽王墓銘（『漢魏南北朝墓誌彙編』に収録されている作品）
- (18) 宗正卿について、『通典』では、次のように述べている。「掌序錄王國嫡庶之次，及諸皇室親屬遠近，郡國歲因計上皇族名籍。……掌皇族，定世系，辨昭穆，訓以孝悌。」とある。（杜佑『通典』卷二十五・職官七・宗正卿、中華書局、1988年）p703
- (19) 「鳴弦」は以下の二つの典拠を踏まえていると考えられる。一つ目は『後漢書』卷七十六・循吏伝の「一夫得情、千室鳴弦」（上に立つ長官は民の信頼を得ていれば、千人の民は弦を鳴らす。）である。これに対し李賢は「一夫謂守長、千室謂黎庶。言上得化下之情，則其下鳴弦而安樂也。」（一夫は地方長官を言い、千室は千人の民を言う。上に立つ長官が民を教化すれば、民は弦を鳴らして、安樂に暮らせることを言う。）と注を附した。二つ目は、『論語義疏』卷九・陽貨の「子在武城、聞絃歌之声。」（子は武城にいて、絃歌の声を聞く。）である。この表現に対し、皇侃は次のように注を付けた。「孔子入武城界、聞邑中人家有絃歌之響、由子游政化和樂故也。」（孔子が武城の界に入ると、町の人々がみな琴を奏でる音が聞こえてきた。それは子游が良い政治を行って民と共に楽しむことのできたためであ

る。) いずれ地方長官が良い政治を行ったため、民が安楽に暮らすことを意味する。よって、「蕭景碑銘」の「鳴弦」も上記の典拠に基づき、以下のような意味を表している。蕭景が永寧県令になった時期に良い政治を行ったため、民は弦を鳴らして安楽な生活を送ることができた。

- (20) (10) の「挙功行賞、各有分地。封人設墻、典命授圭、封吳平縣開國侯食邑一千戸。」に対応するのは⑧の「奄有千室、邦家は臨。」である。前掲の注 19 に挙げた「一夫得情、千室鳴弦」も含めて、「千室」は一人の地方長官が管理した民を意味する。そのほかに、『左伝』宣公十五年に「晉侯賞桓子狄臣千室。」とあり、任昉の「為齊明帝作相讓宣城郡公第一表」に「功均一匡、賞同千室。」という表現が見られる。ここはいずれも皇帝が統治した土地という意味ではなく、臣下に与えられた領地を意味する。よって、「千室」を領有したのは墓主の蕭景であると考えられよう。
- (21) 「令典」とは、よい典例・法令を意味し、『左伝』宣公十二年に「薦敖為宰、擇楚国之令典。」とある。「雖假楚都」を用いた⑩は梁を楚に替えているため、前後の文脈から見ると『左伝』のこの表現を典拠として使用していると考えられる。よって、⑩の「令典」も同じくよい法令と理解してよからう。
- (22) 『韓非子』卷第十九・「五蠹」に「故明主之國、無書簡之文、以法為教。」(故に賢明な君主が治める国は、書簡の文章はないが、法をもって教育とする。)とあり、「為教」とは教えを為し、教育を施すことを指す。「為教所選」は一般的に教育を施して、優れた人材が選ばれることを意味するだろう。
- (23) 従来、「夏州」とは、具体的な地名と理解されてきた。根拠として、蘇秦列伝の「蘇秦說楚威王曰：楚地『東有夏州、海陽』」と挙げられた。しかし、近年、鄭威は次のように異論を唱えている。「“夏”當指黃河流域的中原列國故地……楚莊王從陳國每個鄉取一人帶回楚國之後所設立的“夏州”，即夏人之州，……或也在鄂都附近，以便於中央政府的管理。」(鄭威『夏州小考』——兼談包山楚簡“路”的性質)(『江河考古』2014年4月) p123)
- (24) ここでは、句末の文字が韻字になる場合、マークを付けて記しておく。例えば、1) 段落の「睦」「叔」「淑」「陸」は韻字で、その上に「○」と注記する。韻字になるはずであるが、韻が乱れている文字に「●」と注記する。
- (25) 表における銘の分け方は主に脚韻によるが、出来事や時間の経過等を考え、便宜を図るために、一段落を適宜複数に分けた。
- (26) 「受」は「商辛」と同じ人物である。『韓非子・難四』によると、「紂王」と呼ばれる商辛は殷の末代(第30代)の王であり、名は受、号は帝辛である。
- (27) 中華書局点校本『梁書』卷二十四・蕭景伝、p368
- (28) 『論語』卷四・述而に「用之則行、舍之則藏。」(中華書局、四部備要本、一葉裏)が見られる。それは「当時の政局を見極めることによって、出仕と隠遁を決める」ことを意味する。この表現に基づき、蔡邕「陳太丘碑文序」も墓主の隠遁について、「其為道也、用行舍藏、進退可度。」と述べている。
- (29) 『毛詩』卷四・王風・序に「彼黍離離、彼稷之苗。」がある。(中華書局、四部備要本、一葉表)
- (30) 「衛尉卿」は九卿の1つで、宮門を守衛する兵士を管轄していた。孫逢吉『職官分紀』卷十九では、以下のように述べている。「『唐職官志』衛尉卿、一人。從三品、古曰「衛尉」。梁加卿字。」(孫逢吉『職官分紀』、商務印書館、1935年四葉表)
- (31) 『楚辭』に「吾令帝閭闔兮、倚閭闔而望予。」(中華書局、四部備要本『楚辭』卷一・離騷、二十三葉表)とその用例が見られ、王逸の注に「帝、謂天帝也；閭、主門也」とあるように、「帝閭」は皇帝の宮殿の門を意味する。
- (32) 『漢書』の「往悉爾新、統統辟元戎。」に対し、顔師古の注に「元戎、大衆也。言為元戎之主而統之。」とある(中華書局点校本『漢書』卷九十三佞幸伝第六十三・董賢伝、p3736~3737)。
- (33) 領軍將軍について、『梁書』蕭景伝に「兼領軍將軍。領軍管天下兵要。」と説明している。
- (34) 『弘仁本文館詞林』は「今典」に作るが、民国三年適園叢書本『文館詞林』と古逸叢書本『文館詞林』

- は「必則令典」に作る。「今典」は六朝時代までにその用例は見ない。それに対して、「令典」とは、よい典例・法令を意味し、『左伝』宣公十二年に「鶯敖為宰，擇楚國之令典。」（楊伯峻編『春秋左伝注』中華書局、1981年、p723）があり、銘の⑩は梁を楚に警えているため、『左伝』のこの表現を典拠として使用していると考えられる。
- (35) 柏俊才の論考によると、蕭景と関わる可能性のある「詔」のうち、全文が残ったものは「北伐詔」（505年）、「立学詔」（508年）と「以蕭景為安右將軍監揚州詔」（518年）である。「北伐詔」と「以蕭景為安右將軍監揚州詔」は「蕭景墓誌」の序にも出ている。（柏俊才『梁武帝蕭衍考略』〈上海古籍出版社、2008年12月〉p134～183）
- (36) 殷憲主編『北朝藝術研究院藏品圖録』（文物出版社、2016年10月）p138
- (37) 「三独座」は『後漢書』卷十五・王常伝に「位次與諸將絶席絶席。」に対する李賢の「漢官儀曰：御史大夫、尚書令、司隸校尉、皆專席。號三独坐。」（中華書局点校本『後漢書』卷十五・王常伝、p562）という注に見られる。
- (38) 陳志平、熊清元『蕭繹集校註』（上海古籍出版社、2018年12月）p1110
- (39) 『毛詩』卷十六・大雅・皇矣、十一葉表（中華書局、四部備要本）
- (40) 裴子野について、『梁書』では「二年、吳平侯蕭景為南兗州刺史、引為冠軍錄事、府遷職解。」（中華書局点校本『梁書』列伝第三十・裴子野伝、p442）と記されている。また、蕭景について、同書で「中興二年、遷督南兗州諸軍事、輔國將軍、監南兗州。高祖踐阼、封吳平縣侯、食邑一千戸、仍為使持節、都督南北兗青冀四州諸軍事、〔三〕冠軍將軍、南兗州刺史。……天監四年、王師北伐、景帥衆出淮陽、進屠宿預。丁母憂、詔起攝職。五年、班師、除太子右衛率、遷輔國將軍、衛尉卿。七年、遷左驍騎將軍、兼領軍將軍。」（中華書局点校本『梁書』列伝第二十四・蕭景伝、p368）と書かれている。
- (41) 唐・杜佑撰『通典』卷二十五・職官七（中華書局校點本、2003年）p912
- (42) 裴子野伝には次のような記述が見られる。「至是、吏部尚書徐勉言之於高祖、以為著作郎、掌國史及起居注。頃之、兼中書通事舍人、尋除通直正員郎、著作、舍人如故。」（中華書局点校本『梁書』列伝第三十・裴子野伝、p442）
- (43) 『通典』では、「漢東京圖書悉在東觀、故使名儒碩學入直東觀、撰述國史、謂之著作東觀、皆以他官領焉」（杜佑『通典』卷26・職官八・秘書監、中華書局、1984年、p155～156）また、『隋書・百官上』では、「秘書省“著作郎一人、佐郎八人、掌國史、集註起居。」（魏徵等『隋書』卷26、中華書局、973年）p723
- (44) 「世祖性不好聲色、頗有高名、與裴子野、劉顯、蕭子雲、張纘及當時才秀為布衣之交、著述辭章、多行於世。」（『梁書』卷第五・本紀第五・元帝）また、「裴幾原、劉嗣芳、蕭光侯、張簡憲、余之知己也。」（『金樓子』序）